

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和2年度)  
様式

作成日 2021/02/26

最終更新日 2021/02/26

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2021/2/26
国立大学法人名		国立大学法人九州大学
法人の長の氏名		石橋 達朗
問い合わせ先		総務部総務課総務第一係 TEL : 092-802-2123 E-mail : syssomu1@jimu.kyushu-u.ac.jp
URL		<a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/</a>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>&lt;意見&gt;</p> <p>ガバナンス・コードに沿って、教育、研究、社会貢献機能を強化する仕組みの構築につとめていると考えます。また、大学経営、運営など大学マネジメントにかかわる人材を幅広く養成するために、人事登用の工夫や能力養成のための研修などを進めており、今後の効果が期待できます。</p> <p>① 自主財源の確保に関し、現在すでに様々な対策を行っているが、更にベンチャー企業の育成、特許権の活用など、様々な資金獲得努力に取り組むべきと考えます。（「補充原則1-3⑤」関係）</p> <p>② 経営協議会の審議は、毎年度の予算要求内容や業務評価結果などよりも、中長期的課題や大学の向かうべき方向について討論・議論できるよう更に工夫が必要と考えます。（「基本原則3」関係）</p> <p>③ 一般市民に向けてホームページに公開講座などの社会連携事業を紹介していますが、全体的に硬く難しい印象があるため、内容を分かり易く発信する一層の工夫がなされることを期待します。（「原則4-1」関係）。</p> <p>④ 学生がどのような教育成果を享受することができたのかを示す情報について、カリキュラムのみでなく、結果を具体的に調査して公表することを検討すべきと考えます。（「補充原則4-1②」関係）</p> <p>&lt;意見への対応状況&gt;</p> <p>① 自主財源の確保については、ベンチャー企業育成として平成29年度より研究成果実用化の可能性について検証等を行う資金として「九大ギャップファンド」を実施しているところですが、令和3年度からは九大ギャップファンド修了者を対象に新たな資金として「ステップファンド」を創設し、更なるスタートアップ支援に取り組めます。また、特許権の活用としては、研究成果の事業化に向けて、最適戦略とその実行を念頭におき、注力案件に対する知財戦略及び費用の重点化、戦略立案ができるコーディネーターの獲得など知財マーケティングの高度化を図ってまいります。</p> <p>② 経営協議会からの大学経営に関する意見をしっかりとみ取れるよう、議事の精査、資料の簡略化等を行いつつ、十分な意見交換の機会が確保できるよう会議の進め方について工夫してまいります。</p> <p>③ 一般市民向けの公開講座等の紹介については、ホームページ等の改善を図ってまいります。</p> <p>④ 学生が享受することができた教育効果については、卒業生を対象としたアンケートを実施しその結果を公表する等により、教育の質の向上につなげる取組を実施してまいります。</p>

<p>監事による確認</p>		<p>&lt;意見&gt;</p> <p>「国立大学法人ガバナンス・コード」にかかる適合状況等について、本学による適合状況の点検結果の説明を受けるとともに、関連する諸規則や公表資料の閲覧等により確認しました。確認の結果、本学の現時点における規模や特性に応じたガバナンスの体制が整備され、本報告書はその適合状況等を適切に報告しているものと認めます。</p> <p>ガバナンス・コードが規範であることに鑑み、本学の規模・特性に応じたガバナンス体制が継続的に改善され、強靱なガバナンス体制による戦略的な法人経営と教育・研究・社会貢献機能の一層の強化が図られることにより、今まで以上に、多様なステークホルダーの期待に応え、地域社会の発展に寄与する大学であり続けるよう、今後も、その適合状況を確認してまいります。</p> <p>なお、原則2-1-3の「理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等」については、報告書の記載内容では補佐人材の責任と権限等が分かりにくいように見受けられます。責任と権限をさらに明確にすることは、審議手続きの簡素化や迅速な意思決定にもつながると考えますので、その検討・改善を望みます。</p> <p>また、補充原則4-1②の「学生が享受できた教育成果を示す情報」のうち教育成果に係る学生の満足度情報については、現在「学生生活実態調査」の中で「授業満足度」の項目が1問のみ設定され結果が公表されていますが、調査票回収率は30.0%程度（学部生25.2%、大学院生39.2%）にとどまっており、その把握・公表が不十分と考えます。教育成果に係る学生の満足度情報をいかにして把握し公表するかについての検討・改善を望みます。</p> <p>&lt;意見への対応状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（「原則2-1-3」関係）</li> </ul> <p>本学では、執行部の選任、また総長支援室の設置や総長補佐を選任し、ガバナンスの強化・充実を図ったところですが、それぞれの役割を踏まえつつ、今後その責任と権限がより明確になるよう検討・改善してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（「補充原則4-1②」関係）</li> </ul> <p>授業の満足度については、各部局においても授業評価アンケートを行い、教育改善を図っておりますが、今後、これらの授業評価の充実・改善を図るとともに、卒業生に対するアンケート調査を行い、教育成果に係る学生の満足度を把握し、その結果を公表する等により教育の質の向上につなげる取り組みを実施してまいります。</p>
<p>その他の方法による確認</p>		<p>（該当なし）</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		(該当なし)

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋</p>		<p>本学は「教育の質を国際的に保証するとともに常に未来の課題に挑戦する活力に満ちた最高水準の研究拠点となる」ことを基本理念として掲げている。この実現に向けて、6年間の中期目標・中期計画を策定した上で、年度計画を定めて年度毎に検証を行いながら着実に実行していくとともに、多様なステークホルダー（学内構成員、企業、一般市民等）に向けて、総長就任の6年間で九州大学が目指す姿を掲げている。</p> <p>また、中期目標・中期計画等については、学内関係者や学外有識者を含む経営協議会委員、さらには民間企業や地方自治体との意見交換を踏まえて策定し、これらの情報は本学HPに掲載している。</p> <p>&lt;中期目標等&gt;  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/plan/">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/plan/</a></p> <p>さらに、現在、第4期中期目標・中期計画の策定に向けて検討を進めるとともに、10年後の2030年に向けた九州大学の新たなビジョン、目標、戦略の策定等についても取り組んでいるところである。</p>
<p>補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等</p>		<p>第3期中期目標・中期計画・年度計画や毎年度の業務実績報告書など目標・戦略の進捗状況と検証結果、及びそれを基に改善に反映させた結果等をHPに掲載している。</p> <p>&lt;第3期中期目標・中期計画・年度計画&gt;  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/plan/chuki/chuki3">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/plan/chuki/chuki3</a></p> <p>&lt;業務実績報告書&gt;  <a href="https://www3.ir.kyushu-u.ac.jp/university-evaluation/report/corporate-list/corporate-3">https://www3.ir.kyushu-u.ac.jp/university-evaluation/report/corporate-list/corporate-3</a></p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1 - 3⑥ (1)                      経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>		<p>教育・研究・社会貢献機能を果たすべく、役員会、経営協議会、教育研究評議会や各学部・学府・研究院等組織の役割、権限、責任を明確化した体制を構築している。各組織の権限と責任の体制については、本学HPにおいて公表している。</p> <p>&lt; 運営組織 &gt;  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/organization/management/">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/organization/management/</a></p> <p>&lt; 役員会・経営協議会・教育研究評議会の構成 &gt;  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/organization/committee/">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/organization/committee/</a></p> <p>&lt; 学則 &gt;  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/1/1/2004kisoku001.pdf">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/1/1/2004kisoku001.pdf</a></p> <p>&lt; 役員会規則 &gt;  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/61/1/2004kisoku004.pdf">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/61/1/2004kisoku004.pdf</a></p> <p>&lt; 経営協議会規則 &gt;  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/85/1/2004kisoku005.pdf">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/85/1/2004kisoku005.pdf</a></p> <p>&lt; 教育研究評議会規則 &gt;  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/86/1/2004kisoku006.pdf">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/86/1/2004kisoku006.pdf</a></p> <p>&lt; 学部通則 &gt;  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/2/1/2004kisoku002.pdf">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/2/1/2004kisoku002.pdf</a></p> <p>&lt; 大学院通則 &gt;  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/6/1/2004kisoku003.pdf">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/6/1/2004kisoku003.pdf</a></p>
<p>補充原則 1 - 3⑥ (2)                      教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>		<p>「職員の総合的な人事方針」を策定し、長期的な視点に立って、本学の教学運営に必要な多様な経歴等を有する人材を計画的に確保・育成しつつ、職種・職位に応じた年齢構成の適正化と、ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョンの推進を図っている。</p> <p>&lt; 職員の総合的な人事方針 &gt;  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/jinji/">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/jinji/</a></p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1 - 3⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>国立大学法人九州大学の中期計画において、「予算、収支計画及び資金計画」を策定し、公表している。 &lt;国立大学法人九州大学の中期計画&gt; <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/f/38740/keikaku31.pdf">https://www.kyushu-u.ac.jp/f/38740/keikaku31.pdf</a></p>
<p>補充原則 1 - 3⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)</p>		<p>教育研究の費用及び成果等の公表については、毎年度以下の資料等を作成し、公表している。 &lt;財務諸表、事業報告書、決算報告書等&gt; <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/financial_statements/">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/financial_statements/</a> &lt;財務レポート&gt; <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/report/">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/report/</a> &lt;業務の実績に関する報告書&gt; <a href="https://www3.ir.kyushu-u.ac.jp/university-evaluation/report/corporate-list/list">https://www3.ir.kyushu-u.ac.jp/university-evaluation/report/corporate-list/list</a></p>
<p>補充原則 1 - 3⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)</p>		<p>学内においては、国立大学法人会計基準の規定する「開示すべきセグメント情報」以外のセグメントについても決算情報を開示することにより、コスト意識の醸成を図っている。</p> <p>学外においては、以下のとおり公表している。</p> <p>○毎年、財務レポートを発行し、財務情報の他に、非財務情報を各々のステークホルダーに向けて掲載し、九州大学の活動状況等を分かりやすく公表している。 &lt;財務レポート&gt; <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/report/">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/report/</a></p> <p>○国立大学法人会計基準を適用して財務諸表等を作成・公表している。 &lt;財務諸表等&gt; <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/financial_statements/">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/financial_statements/</a></p> <p>○中期目標、中期計画における各事業年度の業務の実績に関する報告書を作成し、大学の主な取組について公表している。 &lt;業務の実績に関する報告書&gt; <a href="https://www3.ir.kyushu-u.ac.jp/university-evaluation/report/corporate-list/list">https://www3.ir.kyushu-u.ac.jp/university-evaluation/report/corporate-list/list</a></p>

**【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】**

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>「法人経営を担う人材の確保と育成方針」を策定し、ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョンの推進を図るとともに、同方針を公表している。          &lt;法人経営を担う人材の確保と育成方針&gt;  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/jinji/">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/jinji/</a></p> <p>本学職員のうち、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者を、総長等を補佐するポストへ登用するとともに、大学経営で求められる能力の養成や国内外の人的ネットワークの構築を目的とした研修プログラムの受講機会の提供を通じて、大学マネジメントの感覚や専門性を磨く機会を増加させるなど、将来の法人経営を担う人材の育成を図っている。</p> <p><b>【人材の登用状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事：8名（うち女性2名、外部人材2名）</li> <li>・ 副学長：10名（うち女性2名）</li> <li>・ 副理事：10名（うち女性2名、外国人1名）</li> <li>・ 総長補佐：15名（うち女性1名）</li> </ul>



【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>		<p>学則、選考等に関する規則等を定めて責任と権限等を明確にした上で、総長は、理事、副学長、副理事等を任命し、主な任務等について分掌させている。加えて、大学経営に係る戦略原案及び事業計画原案の立案等をサポートする総長支援室を設置し、さらには総長補佐を選任・配置するなど総長の意思決定や業務執行をサポートする体制を整備している。</p> <p>また、「職員の総合的な人事方針」及び「法人経営を担う人材の確保と育成方針」に基づく、多様な経歴等を有する人材の計画的な確保・育成を通じて、ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョンを推進し、将来の法人経営を担う人材の育成を図っている。</p> <p>&lt;学則&gt;  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/1/1/2004kisoku001.pdf">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/1/1/2004kisoku001.pdf</a></p> <p>&lt;理事選考等規則&gt;  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/549/1/2004kisoku072.pdf">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/549/1/2004kisoku072.pdf</a></p> <p>&lt;副学長選考等規則&gt;  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/550/1/2014kisoku036.pdf">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/550/1/2014kisoku036.pdf</a></p> <p>&lt;副理事選考等規則&gt;  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/551/1/2014kisoku037.pdf">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/551/1/2014kisoku037.pdf</a></p> <p>&lt;役員等紹介（理事等の主な任務）&gt;  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/organization/officer/">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/organization/officer/</a></p> <p>&lt;職員の総合的な人事方針&gt;  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/jinji/">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/jinji/</a></p> <p>&lt;法人経営を担う人材の確保と育成方針&gt;  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/jinji/">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/jinji/</a></p>
<p>原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録</p>		<p>国立大学法人法第 1 1 条第 3 項に定める法人経営に係る重要事項について適時かつ迅速な審議を行い、本学HPに役員会の議事録を公開している。</p> <p>&lt;役員会の議事録&gt;  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/conference/record/yakuin/">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/conference/record/yakuin/</a></p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 2-3-2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況		<p>「法人経営を担う人材の確保と育成方針」を策定し、ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョンの推進を図るとともに、将来の法人経営を担う人材を確保するため、多様な経歴を持つ者等の採用を積極的に行っている。</p> <p>また、同方針で「外部人材の登用の観点」を定め、多様な分野における経験や有意義な知見を法人経営に活かすことのできる外部人材を、理事として登用している。</p> <p>&lt;法人経営を担う人材の確保と育成方針&gt;  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/jinji/">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/jinji/</a></p>
補充原則 3-1-1① 経営協議会の外部委員に係 る選考方針及び外部委員が 役割を果たすための運営方 法の工夫		<p>学外委員の選任にあたっては、選考方針を定め、産業界、関係自治体、大学関係者等、多様な関係者からの参画を求めている。また、学外委員の方々がその役割を十分に果たせるよう、本会議の運営に際しては、各回において、本学の将来構想、予算・決算等の本学経営に関する重要事項を議題設定し、活発な意見交換等を行っていただけるように努めている。</p> <p>&lt;学外委員の選考方針等&gt;  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/organization/committee/">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/organization/committee/</a></p>
補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考 結果、選考過程及び選考理 由		<p>令和2年度に行った総長選考は、令和2年3月19日に本総長選考会議が定めた「次期総長に求められる資質・能力・ミッション、取り組むべき課題」を踏まえ、総長選考会議の権限と責任において、慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表している。</p> <p>選考過程において意向投票を行っているが、構成員の意向を確認し、学長選考会議の参考とするために行ったものであり、最終的には候補者の所信表明、ヒアリング等を参考に総長選考会議の責任と権限の下、主体的に候補者を選考している。</p> <p>&lt;総長選考&gt;  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/presidential_selection">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/presidential_selection</a></p>
補充原則 3-3-1② 法人の長の再任の可否及び 再任を可能とする場合の上 限設定の有無		<p>令和元年6月30日に開催した総長選考会議において、総長の任期及び再任の可否について検討を行い、任期は現行どおり6年、再任不可とすることとした。また、「国立大学法人九州大学総長の任期に関する規則」を本学ホームページ（学内外）に公表している。</p> <p>&lt;国立大学法人九州大学総長の任期に関する規則&gt;  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/548/1/2004kisoku192.pdf">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/548/1/2004kisoku192.pdf</a></p>

## 【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
原則 3 - 3 - 2 法人の長の解任を申し出るための手続き		<p>令和 2 年 9 月 1 8 日に開催した総長選考会議において、総長の解任の申出に係る手続きについて検討し、「国立大学法人九州大学総長解任の申出に関する規則」を制定した。本規則は本学ホームページ（学内外）に公表している。</p> <p>&lt;国立大学法人九州大学総長解任の申出に関する規則&gt;  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/f/41505/%E8%A7%A3%E4%BB%BB%E3%81%AE%E7%94%B3%E5%87%BA%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E8%A6%8F%E5%89%87.pdf">https://www.kyushu-u.ac.jp/f/41505/%E8%A7%A3%E4%BB%BB%E3%81%AE%E7%94%B3%E5%87%BA%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E8%A6%8F%E5%89%87.pdf</a></p>
補充原則 3 - 3 - 3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		<p>令和 2 年 9 月 1 8 日及び令和 3 年 1 月 2 6 日に開催した総長選考会議において、「総長の業務の執行状況に関する申合せ」の改定案について検討し、中間評価については、総長のヒアリングを実施し、総長就任後 3 年間の執行状況の確認を行い、その結果を本人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を公表することとしている。</p> <p>&lt;総長の業務執行状況の確認に関する申合せ&gt;  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/f/42558/confirmation_of_conduct_of_affairs.pdf">https://www.kyushu-u.ac.jp/f/42558/confirmation_of_conduct_of_affairs.pdf</a></p>
原則 3 - 3 - 4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		<p>令和 2 年 9 月 1 8 日に開催した総長選考会議において、最も経営力を発揮できる体制の在り方について検討し、現時点では経営と教学を分離せず、大学総括理事は置かないことを確認した。また、引き続き、他大学の状況に関する情報を収集、研究しつつ、検討を行うこととした。</p>
		<p>社会からの理解と支持を得るとともに、適切に連携・協働を行うため、法令に基づく事項に加え、法人経営や教育・研究・社会貢献活動に関する事項についても本学HP等において積極的に公表している。</p> <p>&lt;公表事項&gt;  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/</a>            &lt;社会連携推進室 公開講座の案内等&gt;  <a href="https://cooperation.kyushu-u.ac.jp/">https://cooperation.kyushu-u.ac.jp/</a>            &lt;大学ポートレート&gt;  <a href="https://portraits.niad.ac.jp/univ/outline/0368/0368.html">https://portraits.niad.ac.jp/univ/outline/0368/0368.html</a></p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		<p>また、本学の業務の適正を確保するための体制を整備・運用することで適正な法人経営を確保している。なお、業務の適正を確保するための体制については、国立大学法人九州大学の業務の適正を確保するための体制等に関する規則に定めており、本規則を本学HPにおいて公表している。</p> <p>&lt;国立大学法人九州大学の業務の適正を確保するための体制等に関する規則&gt;</p> <p><a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/436/1/2014kisoku128.pdf">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/436/1/2014kisoku128.pdf</a></p> <p>〔規則等概要〕</p> <p>理事・部局長等は、マニュアルの整備、リスク評価と対応、業務適正確保に係る定期的な調査・評価等を実施。総務担当理事は、理事・部局長等が行ったリスク評価と対応や業務適正確保のシステムの定期的な調査・評価を取り纏め、役員会に報告</p>
原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		<p>社会からの理解と支持を得るとともに、適切に連携・協働を行うため、法令に基づく事項に加え、法人経営や教育・研究・社会貢献活動に関する事項についても本学HP等に掲載し、多様な関係者に向けて本学の活動状況等を分かりやすく公表している。</p> <p>&lt;公表事項&gt;</p> <p><a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/</a></p> <p>&lt;社会連携推進室 公開講座の案内等&gt;</p> <p><a href="https://cooperation.kyushu-u.ac.jp/">https://cooperation.kyushu-u.ac.jp/</a></p> <p>&lt;大学ポートレート&gt;</p> <p><a href="https://portraits.niad.ac.jp/univ/outline/0368/0368.html">https://portraits.niad.ac.jp/univ/outline/0368/0368.html</a></p>
補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		<p>本学はそれぞれの活動ごとに多様な関係者を有しており、情報の公表を行うに当たり、本学の活動が分かりやすく伝わるよう、適切な対象、内容、方法等を吟味している。公表の方法は主にHPを通じて行っているが、情報の受け手が多様であることを考慮し、大学ポートレートを活用したり、広報誌や各種パンフレット等も活用している。</p> <p>&lt;公表事項&gt;</p> <p><a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/</a></p> <p>&lt;社会連携推進室：公開講座の案内等&gt;</p> <p><a href="https://cooperation.kyushu-u.ac.jp/">https://cooperation.kyushu-u.ac.jp/</a></p> <p>&lt;大学ポートレート&gt;</p> <p><a href="https://portraits.niad.ac.jp/univ/outline/0368/0368.html">https://portraits.niad.ac.jp/univ/outline/0368/0368.html</a></p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 4 - 1 ②                      学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>学生がどのような教育成果を享受することができたのかを示す情報として、学生が大学で身に着けることができる能力、学生の満足度、学生の進路状況等を公表している。具体的には、各学部・大学院のウェブサイトにて、教育課程を修了することにより学生がどのような能力を身に着けることができるのかをディプロマポリシーとして、教育の目的や参照基準、到達目標などを掲載し、カリキュラムポリシー（カリキュラム・マップ）及びアドミッションポリシーと関連づけて公表している。</p> <p>また、学生の満足度については、授業の満足度等に関する項目を含めた学生生活実態調査を定期的実施・公表することは、もとより、新キャンパス移転開始時に始まった伊都キャンパスの生活状況等に関する学生アンケート（毎年実施）や、最近ではオンライン授業に関するアンケート（8月）を実施するなど、時々のトピックに合わせた学生の満足度の調査も実施し公表している。</p> <p>進路状況については、毎年、主な就職先を学部・大学院のウェブサイトに公表するだけでなく、新入生の大学案内に進路状況を掲載し、受験生への情報提供も積極的に行っている。</p> <p>&lt; 3つのポリシー &gt;  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/policy/">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/policy/</a></p> <p>&lt; 学生生活実態調査 &gt;  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/statistics/research/">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/statistics/research/</a></p> <p>&lt; オンライン授業に関するアンケート &gt;  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/f/40309/20_08_11_01.pdf">https://www.kyushu-u.ac.jp/f/40309/20_08_11_01.pdf</a></p> <p>&lt; 伊都キャンパス学生生活調査 &gt;  <a href="https://campus.kyushu-u.ac.jp/archive/">https://campus.kyushu-u.ac.jp/archive/</a></p> <p>&lt; 進路状況 &gt;  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/employment/situation/place">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/employment/situation/place</a></p> <p>&lt; 大学案内 &gt;  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publicity/publications/information/">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publicity/publications/information/</a></p>

**【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】**

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<p> <b>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 2 2 条に規定する情報（組織、業務、財務に関する基礎的な情報等）</b>  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/corporation/">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/corporation/</a>  <b>■医療法施行規則第 7 条の 2 の 2 及び同規則第 7 条の 3 に規定する情報（管理者の資質及び能力に関する基準、理事会等病院の意思決定を行う組織の委員名簿、委員の選定理由）</b>  <a href="https://www.hosp.kyushu-u.ac.jp/info/regulations/">https://www.hosp.kyushu-u.ac.jp/info/regulations/</a>  <b>■医療法施行規則第 1 5 条の 4 第 2 号に規定する情報（医療の安全に関する監査委員会の委員名簿、委員の選定理由）</b>  <a href="https://www.hosp.kyushu-u.ac.jp/info/iryou_anzen/">https://www.hosp.kyushu-u.ac.jp/info/iryou_anzen/</a>  <b>■国立大学法人法第 1 2 条第 8 項に規定する情報（総長選考の結果等）</b>  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/presidential_selection">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/presidential_selection</a>  <b>■国立大学法人法第 1 3 条第 2 項に規定する情報（理事の任命）</b>  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/organization/officer/">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/organization/officer/</a>  <b>■国立大学法人法第 1 3 条の 2 第 3 項に規定する情報（大学総括理事の任命）</b>                      該当なし  <b>■国立大学法人法第 1 7 条第 5 項に規定する情報（理事の解任）</b>                      該当なし  <b>■国立大学法人法第 3 1 条第 5 項に規定する情報（中期計画）</b>  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/plan/chuki/">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/plan/chuki/</a>  <b>■国立大学法人法第 3 1 条の 2 第 3 項に規定する情報（業務の実績等に関する自ら評価を行った結果を明らかにした報告書）</b>  <a href="https://www3.ir.kyushu-u.ac.jp/university-evaluation/report/corporate-list/list">https://www3.ir.kyushu-u.ac.jp/university-evaluation/report/corporate-list/list</a>  <b>■独立行政法人通則法第 3 条第 2 項に規定する情報（業務の内容）</b>  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/corporation/">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/corporation/</a>  <b>■独立行政法人通則法第 2 8 条第 3 項に規定する情報（業務方法書）</b>  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/f/5767/houhou.pdf">https://www.kyushu-u.ac.jp/f/5767/houhou.pdf</a>  <b>■独立行政法人通則法第 2 8 条の 4 に規定する情報（評価結果の反映状況）</b>  <a href="https://www3.ir.kyushu-u.ac.jp/university-evaluation/report/corporate-list/corporate-3">https://www3.ir.kyushu-u.ac.jp/university-evaluation/report/corporate-list/corporate-3</a>  <b>■独立行政法人通則法第 3 1 条第 1 項に規定する情報（年度計画）</b>  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/plan/chuki/chuki3">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/plan/chuki/chuki3</a>  <b>■独立行政法人通則法第 5 0 条の 2 第 2 項に規定する情報（役員の報酬等）</b>  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/corporation/">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/corporation/</a>  <b>■独立行政法人通則法第 5 0 条の 1 0 第 2 項に規定する情報（職員の給与等）</b>  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/corporation/">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/corporation/</a> </p>